

(5) 畜産経営体質強化支援資金

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p>畜産経営体質強化支援資金</p> <p>【貸付利率】 0.80 ※ 貸付当初5年間は無利子</p> <p>【償還期限】 酪農及び肉用牛経営 25（5） 養豚経営 15（5）</p>	<p>畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に係る償還負担を軽減するための、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者が借り入れた営農負債の借換資金</p> <p>※ 負債整理資金（次に掲げる資金を含む）は借換対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL）のうち、負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金 ・ 経営体育成強化資金のうち負担軽減資金 ・ 農業経営負担軽減支援資金 ・ 畜産経営体質強化支援資金 ・ 畜産特別資金（※注） ・ 畜産経営維持緊急支援資金
<p>【参考（関係規定等）】</p> <p>〔 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4の2（畜産クラスター計画） 畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、知事により別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの。 ・ 第4の3（中心的な経営体） 畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。 (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。 (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。 (3) 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。 (4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。 <p>※ 別に定める基準（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領第3） ～ コスト削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じた収益性の向上や その取組の波及効果など、計画基準を規定。</p> <p>※ 畜産クラスターとは、畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組です。</p>	

注：貸付利率は、令和5年5月31日貸付分

貸 付 対 象 者

次の1から5までのすべてを満たす酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

1 次のいずれかに該当すること。

(1) 認定農業者（畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）

(2) 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体

2 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。

3 酪農、肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有しており、畜産経営体質強化計画につき知事の承認を受けていること。

4 償還負担を軽減することにより、畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。

5 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

(1) 農事組合法人

(2) 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。）第575条第1項に規定する持分会社

(3) 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

(4) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの

(5) その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長。）と協議して認めた法人

【参考】

※注）畜産特別資金：

畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）第1の1に定める資金）別添1の別表1（畜産特別資金の区分）を参照。

大家畜・養豚特別支援資金（R5～9）、大家畜・養豚特別支援資金（H30～R4）、畜産経営改善緊急支援資金（H25～27）、大家畜・養豚特別支援資金（H25～29）、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金（H20～24）、大家畜経営改善支援資金、養豚経営改善支援資金（H17～19）、大家畜経営活性化資金、養豚経営活性化資金、大家畜経営体質強化資金、酪農経営負債整理資金、養豚経営安定資金、肉用牛経営合理化資金、肉畜経営改善資金 がある。